

〔受注型企画旅行契約条件書〕

- (1) この旅行はジャパン・カルチャーコミュニケーション株式会社（東京都江東区古石場3-1-7-502）がお客様の意向に沿って企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、別途お渡しするパンフレットまたは当受注型企画旅行条件書、確定書面（最終日程表）及び当社の旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。

〔旅行のお申し込み・契約成立の時期〕

- ・ 当社所定の旅行申込書にご記入の上、下記の申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料、違約料の一部として取り扱います。

区分	申込金（おひとり）
旅行代金が 30 万円以上	50,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 15 万円以上 30 万円未満	30,000 円以上旅行代金まで
旅行代金が 15 万円未満	20,000 円以上旅行代金まで

- ・ お客様との旅行契約については、当社の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものといたします。

〔旅行代金のお支払い〕

- ・ 残金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって 21 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

〔旅行代金に含まれるもの〕

- ・ 旅行日程に明示した利用交通機関の運賃、料金、バス料金、観光料金（バス料金、ガイド料金、入場料）
- ・ 旅行日程に明示した宿泊料金及び税、サービス料（バス・トイレ付き 2 人部屋に 2 人ずつの宿泊を基準とします。）
- ・ 旅行日程に明示した食事料金（機内食を除く）
- ・ 手荷物運搬料金（原則としてお 1 人様 1 個。ただし利用航空会社の規定重量、容積、個数の範囲内）
- ・ 団体行動に必要な心付
- ・ 添乗員付コースの場合の添乗員同行費用

〔旅行代金に含まれないもの〕

- ・ 旅券印紙代証紙代（11,000 円～16,000 円）
- ・ 査証料、予防接種料金
- ・ 渡航手続取扱料金（お客様ご自身が作成、申請された場合は不要です。）
 - 1) 出入国記録書その他を当社で作成したとき ……………4,400 円
 - 2) 旅券申請書を作成代行したとき ……………5,500 円
- ・ 超過手荷物料金
- ・ 飲み物代、クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ、メイド等に対する心付。
追加飲食代その他個人的性質の諸費用及びそれに伴う税金、サービス料
- ・ お一人部屋を利用される場合の追加代金
- ・ 日本国内における自宅から発着空港（または集合／解散場所）までの交通費、宿泊料

- ・希望者のみ参加するオプションツアーの旅行代金
- ・旅行日程中の空港税
- ・日本国内の空港施設使用料
- ・運送機関の課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）
- ・お客様の傷害・疾病に対する医療費

〔旅行契約内容・代金の変更〕

- ・当社は旅行契約の内容を変更し、旅行代金を変更することがあります。詳しくは「条件書」によります。
- ・当社は企画書面交付の際に明示した運送機関の適用運賃、料金が大幅に増額又は減額された場合において旅行代金の変更を行う場合があります。

〔取消料〕

- ・お客様はいつでも下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- ・当社の責任とならないローン、渡航手続きの事由によるお取消の場合も下記取消料をいただきます。

(1)＝「特定日（ピーク時）」（4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7）に開始する旅行

(2)＝「特定日（ピーク時）以外」に開始する旅行

取消日（契約解除日）	(1) 旅行開始日が 特定日の場合	(2) 旅行開始日が 特定日以外の場合
☆＝ 旅行開始日の前日から起算してさ かのぼって 40 日目にあたる日以降 31 日目にあたる日まで	旅行代金の 10% (5 万円を上限)	無 料
☆＝ 旅行開始日の前日から起算してさ かのぼって 30 日目にあたる日以降 3 日目にあたる日まで	旅行代金の 20%	
旅行開始日の前々日及び前日 旅行開始日当日	旅行代金の 50%	
無連絡不参加又は旅行開始後	旅行代金の 100%	

上記基準日は土日祝日を除く営業時間内 10：00-19：00 にご連絡をいただいた場合が基準となります。

〔当社の責任〕

- ・当社は当社又は手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。但し損害発生の翌日から起算して 2 年以内に通知があった場合に限りです。
- ・お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被った時は、当社はその損害を賠償する責任を負うものではありません。
- ・お荷物に関する賠償限度額は当社の故意または重過失による場合を除きお一人 15 万円までとし、損害発生の翌日から起算して 21 日以内に通知された場合に限りです。
- ・その他は「弊社標準旅行業約款」によります。

〔特別補償〕

- ・ 当社は責任の有無にかかわらず、お客様が当旅行中、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。詳しくは「条件書」によります。

〔旅程保証〕

- ・ 旅行日程に重要な変更が行なわれた場合には、当社はその変更の内容に応じて変更補償金を支払います。詳しくは「弊社標準旅行業約款」によります。

〔お客様の責任〕

- ・ 当社はおお客様の故意又は過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った時はお客様は損害の賠償をしなければなりません。

〔最少催行人員〕

- ・ 募集要項に記載。これに満たない場合、旅行の実施を中止することがあります。ただし、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 23 日目（ピーク時発旅行の場合は 33 日目）にあたる日より前に通知いたします。

〔現地手配代行者との連絡方法〕

- ・ 添乗員が同行しない場合の現地での手配代行者との連絡方法は最終日程表に明示します。

〔最終日程表の交付時期〕

- ・ 確定した主な運送機関名及び宿泊ホテル名が記載された最終日程表は旅行開始日の前日までに交付します。ただし、旅行開始日の 7 日前以降にお申込みいただいた場合には旅行開始日当日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問い合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

〔個人情報の取り扱いについて〕

- ・ 当社は、旅行申込の際にお申込書にご記入いただきましたお客様の個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込んだ旅行の手配において必要な範囲内で運送・宿泊機関等及び手配代行者に提供させていただきます。

〔旅行条件・旅行代金の基準日〕

- ・ この旅行条件は、下記の日付を基準としています。

2020年7月1日

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。

外務省の「海外危険情報」について：渡航先（国又は地域）によっては、「外務省海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ：<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>」でご確認ください。

渡航先（国または地域）の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：<http://www.forth.go.jp/>」でご確認ください。